

河村議員の御質問にお答えします。

はじめに、医療・介護 総合確保推進法についてであります。
今回の制度改正は、高齢者の多様なニーズに応えてゆくため、訪問介護及び通所介護を、地域の実情に応じて市町村が、より効果的に実施することが出来る「新たな総合事業」へと移行するものであります。

このため、これまでの訪問介護や通所介護に相当するサービスの構築に加えて、現在、新たに生活支援のサービスを支障なく提供できるよう、ボランティアやNPO等の募集もおこなっているところであります。

次に、要支援者に該当するかどうかを判断するためのチェックリストは、要介護認定を省略して、迅速な介護サービスの利用につながるものでありますが、必要な場合は、要介護認定の申請も可能であります。なお、チェックリストの活用に当たっては、専門的知見を持った地域包括支援センターなどで行うこととしております。

次に、新年度からの「新たな総合事業」に係る事業費についてであります。

国は、7月28日、「新たな総合事業」の上限枠を示したところであり、この枠は、新制度において総合事業に移行する「訪問介護」や「通所介護」の事業費が賄えるよう、勘案されたものとなっており、必要な事業費は確保されております。

なお、サービスの提供に伴う単価につきましては、今後予定されている国の介護報酬改定を踏まえて、決定することと、いたしております。

次に、利用者負担の見直しについてであります。
高齢化の進展に伴い、介護費用が増加し続けることが見込まれる中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、負担の公平化を図るために、一定以上の所得がある高齢者の負担割合を見直すこととされたものであります。

なお、サービス利用料につきましては、上限額を超えた額を利用者に払い戻す高額介護サービス費などにより、既に、負担軽減措置がとられております。

次に、今回提出された要望書についてであります。
今回の制度改正は、高齢化の進展により、今後増加する介護費用の増大に対応し、制度を持続可能なものとしていくため、制度全般にわたる見直しが行われたものであり、今後の国の動向を注視するとともに、必要な情報については、市民や事業者の方に、丁寧に説明してまいります。

次に、保育行政についてであります。
はじめに、子ども・子育て支援新制度についてであります。
国において、新制度の事業拡大に伴い、新たに人材を確保する必要があることから、「(仮称) 子育て支援員」の制度が検討されているところであります。
このため、現在、国において子育て支援員の資質の確保を目的とし、全国共通の研修として実施することが検討されております。
具体的な内容につきましては、有識者の意見を踏まえ、検討会等で策定することとされており、今後、国の動きを注視してまいります。

次に、新制度における認定こども園につきましては、幼稚園及び保育所の両方の機能を持つ施設となり、保護者の就労形態にかかわらず、安定して質の高い教育・保育を受けることのできる施設であります。
今後、地域の実態や保護者ニーズを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。

次に、保育士確保についてであります。

保育士確保の取り組みにつきましては、これまでも 広報ふくやま 及びホームページなどを活用し、幅広く職員確保に努めております。
併せて、ハローワークや広島県保育士人材バンクを活用するなど、広域的な連携による職員確保にも努めているところであります。

なお、職員の人材育成につきましては、正規職員、臨時職員にかかわらず、保育内容をはじめとする各種研修会を行う中で保育力の向上に努めているところであります。

職員の採用につきましては、中・長期的視点に立って、計画的に実施してまいります。

教育行政についてお答えいたします。

中学校完全給食についてであります。

現在、福山市学校教育環境検討委員会の中で、中学校給食についても、議論が進んでいるところであり、引き続き、検討委員会の議論を注視してまいりたいと考えております。

次に、下水道事業における企業債残高の公費負担についてであります。

２０１３年度（平成２５年度）末の企業債残高は、約１，０３５億円であり、この内、雨水分は１５８億円、交付税が算入される汚水分は約９６億円であります。

次に、下水道使用料の改定についてであります。

今回の改定案では、一般会計からの基準外繰入金の解消や借入額の抑制による企業債残高の削減を行うものであり、このことにより、負担の公平性を確保し、持続可能な経営基盤を確立するものであります。

また、老朽化した下水道施設の長寿命化や耐震化などについても、計画的に実施して参ります。

次に、生活保護世帯等への減免制度の中止についてであります。水道料金や下水道使用料の減免制度は、生活保護費と重複した支援になっており、負担の公平性を確保するなどの観点から、制度の廃止を行うものであります。

下水道事業は公営企業として、独立採算と受益者負担の原則に基づき、一般会計からの基準外繰入金によらず、持続可能な事業運営を行う必要があります。

引き続き、行財政改革の取り組みを一層推進するとともに、計画

的・効率的な施設整備を行う中で、経営の健全化に取り組んで参ります。

次に、「リム・ふくやま」の管理運営のあり方についてであります。

旧福山ロッツ閉店後の福山市商業施設については、中心市街地の魅力と にぎわい創出の拠点と位置づけ、施設の再生に取り組んだものであります。

当該施設の運営管理については、全館一括賃貸借を前提として、複数の民間事業者から情報収集を行ったところでありますが、全館一括賃貸借は、当該施設の商業環境から困難であるとの判断に至り、改めて、公共施設と一体的に運営することにより、新たな魅力を創出する施設へと転換を図ることとしたものであります。

こうした経過の中で、指名型プロポーザルを実施し、新たな賃借人を選定したものであります。

「地方自治法第238条第3項及び第4項」並びに「福山市公有財産管理事務の手引き 第1章の2」の規程により、財産の分類は、その用途によって決定するものであります。

「エフピコ RiM」のうち、地下1階から5階を基本とする商業ゾーンについては、公用又は公共用に供する行政財産以外の財産であることから普通財産とし、「えほんの国」や「ものづくり交流館」などの公共施設については、行政財産として条例を制定し、管理・運営を行っているものであります。

なお、商業施設部分の運営にあたっては、民間の専門的なノウハウを活用することにより、本市とテナントとの賃貸借契約や煩雑なテナント管理運営等が不要となるだけでなく、効率的な施設マネジメントが可能な契約形態として、「定期建物賃貸借契約 兼施設運営維持管理業務委託契約」いわゆる「パススルー型」の契約を締結したものであります。

いずれにしても、当該施設の適正な管理は、当然のことですが、商業施設と公共施設が融合した全国的にも珍しい施設であるため、この特性を最大限活かし中心市街地の活性化につなげて

まいりたいと考えております。

以上